

令和 8 年 6 月 3 0 日

(名称) 当別町地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

平成18年度より行ってきた実証運行により、導入以前は2路線22便しかなかったバス交通が、コミュニティバス89便(平日)の4倍まで増やすことができた。利用者もコミュニティバス導入以前に比べ1.8倍まで増加したことは、一元化によるコミュニティバス導入の最大のメリットと言える。

コミュニティバスは、スウェーデンヒルズ地区とJR太美駅を經由し、札幌市北区とを結ぶ地域間幹線路線とこれに付随するフィーダー3系統を確保している。

地域間幹線路線については、札幌市への通勤・通学で利用されているほか、北区にある大学病院に接続しているため、高齢者等の通院にも多く利用されており、大型スーパーも経由していることから日常生活に不可欠なものである。

フィーダー系統は、コミュニティバスの基点となっているJR当別駅南口で幹線と接続しており、市街地から離れている青山・みどり野地区から輸送する青山線や平成30年10月から本格運行を開始した西当別道の駅線、市街地におけるデマンド交通として市街地予約型線を運行している。どちらの系統も高齢者の通院や買い物に利用されており、地域の足として必要不可欠なものと考えている。

一方で、地方における人口減少により利用者の絶対数が少ない中で、利用者の促進を図るため、運行形態を検討し、利用者ニーズに即した需要の高い交通を維持することが必要である。

これらの住民に根付いたコミュニティバスシステムを維持し、交通弱者である子どもや高齢者の移動手段を確保することで、住民の住環境の向上、高齢者の行動範囲拡大による健康増進を図るほか、コミュニティバスを通じた環境教育による環境意識の啓発にも資することができる。

一度失ってしまったバス交通を回復させるために5年の歳月を要したことを考えると、バス路線は容易に廃止すべきものではなく、子供や高齢者の健康で安全な必要最低限の住環境を守るためにも、地域公共交通の中心であるコミュニティバスを確保することは重要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

- ① 青山線  
令和7年度実績 747 人/年(※1) から約 7% (※2) 増加させた 800 人/年を目標とする。
- ② 市街地予約型線  
令和7年度実績 5,125 人/年(※1) から約 7% (※2) 増加させた 5,480 人/年を目標とする。
- ③ 西当別道の駅線  
令和7年度実績 17,417 人/年(※1) から約 7% (※2) 増加させた 18,640 人/年を目標とする。

※令和7年4月より運行形態及び運行ルートを変更しているため、直近の1年間の実績を参考値とする。

※当別ふれあいバス全体の利用者数の令和7年度実績 140 千人から当別町地域公共交通計画及び当別町地域公共交通利便増進実施計画にて設定した目標値「住民等の公共交通の利用者数(コミュニティバス)」の令和8年度目標達成までの増加率。(当別町地域公共交通計画 P79、当別町地域公共交通利便増進実施計画 P43 参照)

(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「交通弱者の足」として市街地への移動手段を確保する。</li> <li>・幹線交通への接続性を確保する。</li> <li>・新たなニーズへの対応による利用者の確保と利便性の向上。</li> </ul>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・西当別エリアのバス路線再編 (当別町地域公共交通利便増進実施計画 P16 参照)</li> <li>・低床車両への順次入れ替え(法定協、交通事業者)</li> <li>・JR 駅へのアクセス性改善(法定協、交通事業者)</li> <li>・バス待ちスポットの創出(法定協、交通事業者、バス停近隣施設管理者、町内企業、当別町 等)</li> <li>・とべナビの機能強化・多面的活用(法定協、交通事業者、システム管理事業者)</li> <li>・小中学生向けの MM の実施(法定協)</li> <li>・ライフスタイル転換期を対象とした MM の実施(法定協、関連団体)</li> <li>・小中学生向けの長期休暇定期券の企画販売(法定協) (当別町地域公共交通計画 P70~77 参照)</li> </ul>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る運行系統について、その運行に係る費用総額 68,801,210 円(フィーダー系統以外も含む)のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額を当別町地域公共交通活性化協議会が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担

## 額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

令和7年度

・令和7年6月24日（第1回）

令和7年度変更予算、地域公共交通確保維持事業に係る「地域公共交通計画（地域内リーダーシステム）」について、当別町地域公共交通計画の評価について

・令和7年10月9日（第2回）

令和7年12月1日付けダイヤ改正について

・令和7年12月26日（第3回）（書面開催）

令和7年度地域公共交通確保維持改善・事業評価について

・令和8年2月19日（第4回）

令和8年度協議会運行事業計画、令和8年度協議会予算、令和8年4月1日付けダイヤ改正について

令和8年度

・令和8年6月30日（第1回）

令和8年度変更予算、地域公共交通確保維持事業に係る「地域公共交通計画（地域内リーダーシステム）」について、当別町地域公共交通計画の評価について、青山線アンケート調査について

## 19. 利用者等の意見の反映状況

計画策定に向けた住民アンケート調査を実施した結果、徒歩圏内で生活することが困難な住民が多くいることから、この様な住民の生活を支える移動手段の確保が重要であると捉え、計画に反映した。また、新たに住宅が建ち、人口が増加しているエリアにおいて、そのエリア内を通るルートに変更するとともにバス停を設置し、利便性を向上させた。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 石狩郡当別町白樺町 58 番地 9

(所属) 当別町地域公共交通活性化協議会

(氏名) 事務局 田中 大樹

(電話) 0133-23-2393

(e-mail) kotsu@town.tobetsu.hokkaido.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。